

いうものにどうこたえていくかということでございまして、実はここにつきましては19ページにございますように、現在65歳以上の方につきましてはこの介護保険制度と障害者制度との関係については一定のルールというものがございます。

図がございませけれども、介護保険の中で提供されているサービスの中で、障害者、この場合は65歳以上でございませが、この方々の介護ニーズに対応するサービスが既にあるもの、これにつきましてはいわゆる保険優先ということで介護保険からの給付が行われ、そして、そういったところでは賄い切れなような、上乘せ横出しと言っておりますが、そもそも今の介護保険にないサービスでありますとか、あるいは介護保険の場合は支給の限度額というものがございませるので、それを超える量的な部分、こういったところについては介護保険にいわば上乘せ横出しをするという形で障害者施策で補う。このような関係が既にできているわけございませ、これは実は介護保険だけではなくて医療保険の場合も保険優先というルールがあるわけございませ。

この65歳以上のところでできておりますルールというものを65歳未満、40歳から65歳未満のところについては一部介護保険が適用されておりますけれども、ここの部分はどうしていくか。更に、40歳未満の方も含めてこのルールというものをどう適用していくか。これが介護ニーズを保険というインシュアランスで見るという仕組みの普遍化を、年齢を越えてしていくかどうかということでございませ。

(京極座長)

ありがとうございました。それでは、ほかにどうぞ。

(大島委員)

私は今までの経過を肌でほとんど知らなくて、文章上でしか知らないものですから、今の御議論をやはり大分感覚で違いがあるのかなという感じがしながら伺っていたんです。

私の問題意識としては、高齢者が非常に急速に増えてきて、介護ニーズが極端に増える。将来、これはとんでもなく増えていく。それに対して財源が追いつかない。この財源を一体どうするのか。簡単に言ってしまうと、そのことを具体的にどう考えるのかというのがこの会議での最終的な結論というのか、持っていく一番の結論なのかなと。

それまでに、いろいろな物の考え方があるかと思うのですが、この会のスタート時点何を根拠にしてどこからするのかということについて少し考え方に差があるのかなという感じがいたしています。

そこのところを確認をさせていただきたいのですが、ばかなことを言うと思われるかもわかりませけれども、少なくとも今、走っている介護保険制度そのものをいじるとか、極端なことを言うとかなくしてしまうとか、そういう議論はまずないわけです。介護保険制度は基本的に認める。そして、今これは改正されたばかりですから、この介護保険制度は守っていくという点についても、これは一応前提条件として文句はない。それから、自立支援法についても4月から施行されるわけですから、これはこれできちんと守ってやっていくということについても、いろいろやってみなければわからないという不確定要素があるにしても、これを前提として認めるということによろしいんですね。何かそこのところに触れるような議論になると頭がごちゃごちゃになってしまいますので。

そうなりますと、どういう算定の仕方をするかということは別にしまして、今の介護保険制度を認めればその介護のニーズというか、中身については一応それなりに決まっているわけですから、それに合わせて高齢者あるいはこれから少し議論の余地があって幅が広がるかもわかりませんが、高齢者が増えれば、それに従って介護ニーズがどういふふうが増えていくのかということもシミュレーションができるわけですし、その介護ニーズが増えていくに従って予算も必要な経費もどれほど増えていくのかということも大体決まってくると思うんです。決まってくるすれば、それをどういふ形態でだれがどのように負担するのかということで、今までの御議論がずっとあった。

それは今日の話しを聞きながらなるほどなというふうには私の頭の中では多少整理がいつてきているのですが、今まで議論というのは仮定の話ですから、それは全く元のところへ戻ってしまってやってもいいんだというような話なのか。今までの議論を尊重した上で先へいこうではないかというような考え方の上に乗るかによって大分違うのかなという感じがします。一般的に考えれば結論はまだ出ていないにしても、今までの議論というのは基本的に尊重しながら、その上に立って議論をしていくということになるのですが、そんなことは許されないというような話にまで戻るのかどうかということについて、全体の中で確認をしていただきたいというのが一つです。もし今までの議論を尊重するというのであれば、こういった議論の延長上にいくんだという、こういった議論のところを少し整理をしていただきたいと思います。

それで、これはちょっと別に私が疑問に思っていることなのですが、今のところ費用が足りないということははっきりしていますので、これに対してどのように手当てをするのか。簡単に考えれば自己負担を増やす。そして、保険料を増やす。いろいろな増やし方がありますけれども、そのほかにももちろん公費からという考え方がありますし、ほかの財源を持ってくるという考え方もあると思いますが、今までの議論の中ではほかの財源をこれに当てるといふようなことについては全く考えられなかったのか、あるいはそんなことは議論になるような話ではないのか。その点について教えていただければと思います。

(京極座長)

それは、介護保険のサービスメニューに限定してですか。それとも、障害者施策も入れてですか。

では、介護保険に限定してお願いします。

(山崎総務課長)

お手元に、後でお配りしました有識者会議の1枚紙がございます。これは既に公表させていただいております今回の趣旨でございますので、今の大島委員の御指摘に私の方からお答えするのがいいかわかりませんが、今回の有識者会議の主な検討課題をもう一度整理させていただきたいと思います。

この問題は確かにいろいろな側面がございます、切り口によって随分変わるわけですが、逆に言いますとその切り口がたくさんありますのでこれだけ議論がずっと続いているという状況でございます。

その中で、本会の「主な検討課題」と書いてございますが、介護保険ということが中心

ではございますけれども、「被保険者及び受給者の範囲をめぐる基本的課題」という形になっています。その中で、例えば見方としまして「給付の側面」ということで将来的に介護保険制度の給付の対象をどう考えるかという問題の切り口もございますし、負担という面から考えますと、保険料を納めていただくという面で考えたら介護保険財政の観点から制度の「支え手」の範囲をどう考えるかという問題がございます。

一方、若年の方に関しましては「障害者施策との関係」ということで介護保険制度と障害自立支援制度等の他施策との関係をどう考えるか。

こういった基本的な考え方を踏まえた上で今後進め方をどう考えるかということでございまして、何も財政だけに偏って決めるとか、そういうことではございません。むしろこの問題というのはあらゆるものに関係するということでこれだけの議論がずっと進んでいるわけでございますので、まさに多角的な観点から御議論いただきたいということが私どものお願いでございます。

加えまして、財政面の他の財源というのは趣旨が私どもとしていまひとつ明確ではございませんが、介護保険としては保険料と自己負担と公費負担の三者構成でございますので、これにほかの財源を導入するとすれば、公費の部分を少し増やすか、税でも構いませんけれども、どこかからお金を持ってくることがあるかもしれません、少なくともその全体の構造に関しましては昨年の介護保険制度改革の中で大きな構造については公費の部分を含め、一応現行制度をベースにしながら当面は進めていくということで議論が整理されていると考えている次第でございます。

(京極座長)

まだ発言されていない方がたくさんいらっしゃいますので、若い委員ということでお入りになったのかどうかわかりませんが、関委員からお願いします。

(関委員)

一応若手の意見をということでこの場に入れていただいたのかと思いますが、まだ勉強不足ですので、幾つかお伺いしたいことが議論を聞いていてあります。

まず1点目は全体の話です。財源が厳しいというお話があちこちで聞かれますが、介護保険の財源が厳しいということで、こういったことが課題となっているのか。それとも、障害者の制度の方の財源が厳しいということで統合した方がいい、普遍化した方がいいというお話があるのか。その前提の認識があちこちで異なっているような気がしますので、そこを御説明お願いします。

論点として給付に関する論点と負担に関する論点と大きくあるわけですが、2点目は、給付と負担の関係についてです。ここで介護保険という保険制度を維持した場合、保険制度というのは保険料を支払う人と、被保険者とは大体同一、または家族が含まれている場合がありますけれども、同一というふうに理解をすると、この保険原理をどう修正するのかという点について説明が必要となります。例えばゼロ歳まで普遍化した場合、ゼロ歳児からは保険料を取らないとします。すると、保険料を払っている人、それが20歳からでも25歳からでも30歳からでも、その人たちが保険料を払って、どうして保険料を払っていないゼロ歳の人への保険給付について負担するのかというところの説明をどう理念的にする

のでしょうか。こういったことを整理しないと、保険制度を維持するに当たって難しいのではないかと思います、そこをどう説明するのかを伺えればと思います。

繰り返しになりますが、保険は保険料を払った人が被保険者だというふうな考え方をすると、負担に関する論点の方で 25 歳からがいいだろうと、25 歳から負担するという話になると、20 から 25 歳の人には負担していないので被保険者にはなれないことになります。では、その人たちが障害者になった場合の保障はどうするのかといった問題が出てきます。保険制度を維持していく上でそこをどうするのかということをお説明いただけたらと思っています。

3 点目は全体に関係するのですが、介護保険制度をつくった当初からかかわられている方々がいらっしゃいますので、その当時の状況をもう少し伺いたいと思っています。先ほど障害者の団体が反対されたというお話がありましたが、どういった形でどのような団体の方が反対されたのか。そもそも最初に介護保険制度を創設するとき、なぜ普遍化した制度をつくらなかったのか。その説明をもう少ししていただいて、そこをクリアすれば、そもそも普遍化した方がいいのかどうかという話も見えてきやすいのではないかと思います。

私自身よくわからないのですが、統合して普遍化することに反対する障害者の方の御意見を聞いてみると、特に若い障害者の方には、介護保険が、いまだにどうしても家族が支えるということを前提にした制度である点を危惧する声がありました。どうしても家族と障害者は、それは高齢者の場合も同じなのですが、利害が対立します。すると、今は障害者の制度はそれなりに若い世代については自立が支援されているのに、家族を前提とした介護の制度に寄ってってしまうのではないかとということで、反対をするというような意見を聞いたことがあります。

実際に介護保険制度では、例えば入所基準について定める厚生省令などを見ると、厚生省令第 39 条第 6 条の 3 で、「介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し」と定めるように、介護を社会化したとはいえ、家族というものがいまだに関わっている形になっていると思います。そこを変えるなり切り離していかないと、難しいのではないかと印象をもちました。

長くなりましたが、もう少し話をしておければですが、これから先は意見です。こういった疑問とは別に、それぞれ負担に関する論点と給付に関する論点を考えてみた際に、若い人の代表と言っても私は 20 歳ではないところ、社会福祉法という講義で 100 人くらいの学生に教えているので、実際に払うことになったらどうかという意見を色々と聞いてみました。それなりに、20 歳から払ってもいいのではないかと意見と、やはり 20 歳から 25 歳くらいはフリーターも多いし、負担能力がないから、払うのは 25 歳くらいからにした方がいいんじゃないかといった意見に分かれました。払うことについて、それほど否定的な意見が占めていたというわけではありませんでした。

その前提は、多分答えた人達が社会保障の講義を受けていた学生で、問題状況について色々と説明した上で、どうかというふうに意見を聞いたからだと思っています。学生自身も、こういうふうに意見は述べるけれども、払いたくないとか、自分は払うのは嫌だという意見に直接つながらないのは、問題が分かり色々と考えると、「やはり誰かが払わなければならない。それならば何歳からか」というふうに考えたからだということをおっしゃっています。

した。こうしたことから、教育の場などでもう少し介護保険制度や色々な社会保障制度について説明する場を設けないと、保険料を若い人に負担してもらうのは難しいのではないかと考えています。

他に色々と意見として寄せられたなかには、もう少し払いやすい制度であれば払いに行くのではないかという話がありました。未納が多いのは、単に面倒だから払いに行っていない人も多いのではないかという意見です。カードでの決済や、ホームページ上での支払いといったことに加えて、面白い意見としては、例えば他の制度たくさん早目に払うとポイントがたまるとか、サッカーのチケットが当たるとか、そういったものがあると払いに行きたいというインセンティブが高まるというものがありました。実は制度に反対して払っていないという強い反対者よりも、面倒で払っていない人も結構いるであろうから、もう少し払いたくなるような工夫をしてはということです。

次に、全額か、半額かというような説明がここにありましたけれども、額についてです。私自身は、世代間の扶養だけではなく、もう少し世代内の扶養を強化するとこれからはいいのではないかと考えています。高齢者であれば高齢者の世代内で、団塊の世代であれば団塊の世代内でもう少し支え合う。その中で、お金のある人からそうではない人に資産が移動するという形にする方が、それぞれ同じ世代、時代を生きてきていますので、理解も得やすいのではないかと考えています。そういう意味では、半額くらいにしたら、若い人は同世代の障害者を支援するという形になりますから、もう少し同世代を支援するという要素が強まり、理解も得やすいのではないかと考えています。

同時に、やはり免除制度というものをしっかり設けていかないと、払えない人に加えて、下流意識というものが非常に強まっていますので、反発が高まるのではないかと考えています。

最後ですが、先ほど、給付に関する支援をゼロ歳までにした場合は、保険制度との関係でどう理念的に整理するのかという話をしました。普遍的にゼロ歳までとするのは、育児・年少者支援の考え方を、ここに盛り込んだからでしょうか。保険料を、ゼロ歳から20歳の人には負担しないのに給付を受けられるようにするのは、介護の必要な世代を将来支える若い人を支援するという発想が盛り込まれるということでしょうか。そこら辺も明確にする必要があるかと思いました。以上です。

(京極座長)

どうもありがとうございました。これから議論を深める点と、御質問として答えていただいた方がいいものと2つありますが、御質問については山崎課長からお願いします。

(山崎総務課長)

今日は全体の第1回でございますので資料等は用意してございませんので、御質問についてはまた次回以降に説明したいと思っておりますが、財政問題から申し上げますと、特に介護保険、障害の問題、どちらがどうだというわけではございません。全般にわたって社会保障は大変厳しい状況でございますので、当然そういう全般状況をどうするかということも視点として入っております。

ただ、それだけでもない。むしろ給付の面も含めて、そもそも論としてこの介護保険の

被保険者の問題は今日、昨日始まった問題ではございませんで、制度をつくった段階からある課題ですので、財政もございませけれども、それ以上にそもそも制度の基本的な在り方としてこの問題があると私ども考えている次第でございます。

あとは、御指摘の中で統合という言葉がございましたが、まさに統合でございませし、加えて介護保険の今の御指摘の入所というのは決して家族がいらっしゃるから入所できないということにはなっていません。むしろ緊急性を見てくださいという趣旨で現在、入所の方はしてございまして、つまり要介護度が大変重い方とか、特に一人暮らしで介護が大変な方は、軽い方等に比べたらなるべく優先順位を上げて入所をお願いしたいという形で考えている次第でございまして、介護保険そのものが家族が支えることを前提にしているという形にはなっておりませので、その点は申し上げておきたいと思ひます。

(京極座長)

ゼロ歳児の問題が出ましたけれども、医療保険などは成人と児童が分かれていて、児童は扶養義務者が保険で入っていますね。介護保険もそういう形にするかどうかをこれから議論をして決めていくということなので、ゼロ歳に金を払えということではないということです。

では、山本委員どうぞ。

(山本委員)

私はちょっと遅れてきたものですから、ずっと遠慮しておりました。実は、前回のときに私は範囲として今の障害者の皆さんも入れるべきではないか。むしろそれを入れるならば、この受給者はゼロ歳からにしたらどうだという意見を出しました。

それで、この被保険者の年齢については20歳というのは余り適当ではない。というのは、まだ学校に行っている人たちもいるし、25歳になれば皆、社会人になるのではないかと思われる。これが一応の基準ではないか。だから、25歳以上の人に負担をしていただくようにしたらどうか。

ただし、それを一挙にやるのは大変衝撃が大きいので、2段階くらいでやったらどうかという意見を出しました。このペーパーにも書いてありますように、ゼロ歳からとか、そういうことを申し上げたのは、私もその中の一人でございます。

ところが、当時の介護保険制度の実施状況というのは今のようではありませでした。介護保険制度がまだまだ安定をしておりませでしたし、これからどうなっていくかという見通しも非常に暗かったんですけれども、最近の介護保険の進み方というのは、私に言わせると少し異常ではないかと思ひます。

特に、施設の許認可権が県からそれぞれの市町村へ移ることになりました。それに乗り遅れまいとしてこの3月までに、私どもとしてはそういうものは要らないんじゃないかと思われるようなものがたくさん申請が出されて山積みになっております。私は今、福岡県の中で広域連合を組んで介護保険制度の実施をしておりますけれども、それだけでも170くらいの施設をつくってほしいという申請が出ているんです。そのほかに130くらいが後からついていつているんです。そんなに要るんだろうかと思うんですけれども、ばかみtain話をしたんですが、施設に施設が入るようになるぞと、そういう話までしました。

それは、介護保険制度が甘いからなんだと私は思います。それと、規制がない。何でもいからやってくださいと、こういうやり方をしていると私は思うんです。さっき喜多委員から意見が出されておりましたけれども、私もそういう点については同感なんです。介護保険制度の環境がもう少し整備されないと、こういう議論には入れないのではないのでしょうか。もし入ったとしますと、ある意味では介護保険制度そのものを破壊するようなことになりかねないと思います。

ですから、私は今日お願いを申し上げておきたいのは、これからもずっと議論をしていくことになると思いますけれども、いま少しきちんとした現行の介護保険制度の実態の実態を把握されて、そしてこういうところは言うならば是正をすべきである。こういうところは更に進展させるべきであるというような整理をしたデータを出すことが必要ではないでしょうか。

同時にまた、きちんと本当の意味での介護保険制度が実施されるように厚労省として努力をする必要が私はあると思います。そこが少しというような感じがしないでもありません。したがって、私はそれがきちんと整理されてこの介護制度が安定しますと持続性が高まってきますから、そのときにこの年齢の引下げ、いうならば給付の対象の拡大、こういった議論をしてもいいと思うんですが、現状から考えるとちょっと無理なような感じがします。

それで、もう少し現場の我々の意見を十分聞いていただいた上でこういう議論をしたらどうでしょうかということを決めたらいかがでしょうか。ほかの人は知らないと言っているんじゃないでしょうか。私たちは直接住民の皆さんたちに対処しながらこの制度を実施しているわけですから、さっき申し上げたようなことをごちゃごちゃやられている中で更にこういうものを加えていくということになりますと、混乱以外の何物でもない。むしろかえってうまくいかなくなると、この介護保険制度に大きな遺恨を残すようなことになるのではないのでしょうか。

そういうふうな気がしますので、議論するのは大いに結構だと思いますけれども、実態をもう少し資料として提示をしていただいて、その実態の資料の上に立って皆さんに議論をしていただくようにすることが大事ではないかと思いましたので、是非ひとつ議論のしやすい環境、あるいは議論のしやすい資料を出していただくようお願いしたいと思いますが、その点はいかがでしょう。御返事をいただきたいのですが。

(山崎総務課長)

今日は第1回目で別の資料は準備してございませんので、先ほど関委員の御意見もございましたし、皆さんの御意見も踏まえまして、次回以降、資料としてできるものは準備したいと思っております。

(京極座長)

では、小方委員の後、竹中委員、花井委員と、まだ発言されていない方、どうぞ。

(小方委員)

今、出ました御意見に全く賛成でございまして、現状をまず整理をしていただくという

ことがこの会を進めていく上でも必要なのかと思います。そして、次回に詳しくまた資料に基づいて御説明いただけるということでございますが、この会議のテーマである被保険者あるいは受給者の範囲というところが大きな論点でございます。

そういう意味からいきますと、現在40歳以上というものを下げるのかという問題が一つのテーマになると思うのでありますけれども、先ほど来も出ていましたように必ずしも高齢者の方だけが介護のリスクを背負っているわけではありませんで、若年の方も当然ながらそういうリスクはあるかと思えます。ただ、ウェイトがどのくらいなのかというのとまた別問題であろうかと思えますので、できることであればある程度の年齢別の現状で介護に必要な方がどのくらいのウェイトがあるのかとか、あるいは人数はどのくらいなのかとか、こういったデータも是非できればお示しをいただきたいと思えます。

もう一つは、介護が必要となる要因でございますが、大変不幸にして生まれながらにそういう状況で出生される方もいらっしゃるれば、後年いろいろな事故に遭ってそういう状態になるという方もあろうかと思えます。その辺も対象の範囲の拡大云々を議論する上では、ある程度そういう要因も踏まえた上で参考になるのではないかという気がいたしますので、そういったデータがもしあるのであればその辺のところも御提示をいただいたら結構かと思っている次第であります。

それから、先ほど御説明がありましたように、障害者自立支援法もまだこの4月から施行されるという段階かとは思いますが、現状でどういった状況なのかということも教えていただければこれもまた参考になるかという気がいたしますので、先ほどの御意見と全く同感であります。少し広い意味でのいろいろなデータなり実態をお示しいただいて、次回以降の検討をさせていただければと思えますので、よろしくお願い申し上げたいと思えます。以上です。

(京極委員)

ありがとうございました。全国データでなかなか出ないものもあった場合、地方のデータを複数集めて参考にすることもあると思えますので、よろしくお願ひします。

それでは、竹中委員どうぞ。

(竹中委員)

竹中です。よろしくお願ひいたします。

私はちょっと視点というか、論点が違って、当事者の立場からということで少し発言したいと思えます。

実は、私自身は娘が重症心身障害で授かりまして、今33歳になるんですが、一生赤ちゃんなんです。ですから、この介護の問題というのは彼女がこの世に生を受けたときからずっと私にとって非常に大きな関わりがあって、介護をしている途中で自分自身も体を壊すようなこともあって、自分もそうなるかもしれないというような状態があって、お陰様でというか、諸般の事情もいろいろありまして今、娘は国立療養所の重症棟でお世話になっております。

そうすると、お世話になっていることに対して今、税で非常に援助を受けているということを知って、税という問題と介護という問題が非常に密接だというようなことから、私



自身はプロップステーションという活動ボランティアのグループを立ち上げました。それは、本当に純粹に介護を受けながら生きていくという状態の人と、介護を受けながらも何らかの社会貢献のできる方々と両方いらっしゃるんだということを知ったことから、やはり自分の娘のような存在がこれから増えてくる日本の中で、それを支える側の人も増えていってほしいというようなことでプロップステーション、重度の障害があっても働ける道をつくっていこうという活動を長年進めてきました。

そうするうちに、私自身も間もなく 60 になりますが、母が 80 になりまして、今度は母の介護の問題が目の前に迫ってきて、母の介護をしているときに今度はいよいよ自分もきっと介護を受ける側になるんだなど。つまり、自分にとっては介護の問題というのは一生継続的に訪れてくる問題で、恐らく日本の多くの介護を担っている皆さんにとっては同様のことであるかなど。そういう意味で言うと、税の問題や保険の問題、介護の問題というのは非常に今、喫緊の課題となっていて、こういうふうに通給が拡大する、あるいは支える側の人も拡大していこうというような意見が出てきた。私は全くそのとおりだと思っております、この会議でできるだけ多くの方が支え手となってこれからの介護の問題を解決していけるようにしてほしいと思っております。

もう一つは、実は今日ここへ来る前に財政制度審議会がありまして、私は今、委員の 3 期目をさせていただいておりますが、ちょうど社会保障とか地域福祉といったような問題を議論しております。その中でもやはり税の問題が大きくて、私としては先進諸国の中で最も率の低い消費税というものが本当にこのままで大丈夫なんだろうかというところを財務省には提言をさせていただいております、消費税について議論ができないような財政審ならば財政審は要らないとか言ったりしてひんしゅくを買っております。

そういう意味で、本当に厚労省さんだけが御苦労をされる問題ではないかとは思いますが、やはりここは厚生労働省の場ということですので、是非厚生労働省として国民と一緒に何ができるんだろうかという議論をまずはここでしっかりとやっていただいて、その上で日本の国全体としてどうできるんだろうかという議論に私自身もつなげていけるように努力したいと思っております。以上です。

(京極座長)

ありがとうございました。それでは、花井委員、山本委員とどうぞ。

(花井委員)

花井でございます。私はそもそも介護ニーズというのは年齢で切ることにはできないというふうに考えておまして、当然何歳であろうが介護保険制度を使うことができるようにすべきだとずっと主張してきております。

創設当時、高齢者介護が社会的な問題になってきたということもあり、とりあえず 40 歳以上を被保険者として、給付は主に 65 歳以上ということで制度がスタートしたわけです。しかし、負担と給付が一致するという社会保険制度の優位性を考えれば、今の介護保険制度というのは真の意味での社会保険制度にはまだ到達していないと考えております。

64 歳と 65 歳で何が違うのか。今も 65 歳以上の障害者の方は介護保険制度が優先適用されているわけです。ですから、その年齢を引き下げるということは当たり前のことだろう

と思っています。ですから、介護保険部会がスタートしたときに、介護保険制度の5年後の見直しでは当然、法の附則第2条のところクリアされるためのものだと思ったのですが、残念ながらそうはなりません。また、7月から12月にかけて議論されました。私自身は十分検討されたと考えているわけですが、12月の取りまとめのときに普遍化すべきという意見が多かったにもかかわらず意見が一致しなかったわけです。国会では更に進んだ形で、平成21年度に所要の措置を講ずるということまで明記されたということは、むしろ国会の方が進んだのかなと思っています。

そういう意味で言うと制度創設前から、平成6年からの今日の資料がございますが、ずっと残されてきた課題につきまして、今回やはり決着をつけるべきだろうと考えております。自立支援法もスタートするわけですから、何が課題で何をクリアすればそれができるのかということもあわせて詳細に、検討していただきたいと考えております。

(京極委員)

では、山本委員お願いいたします。

(山本委員)

参考にしてもらいたいのですが、私がさっき申し上げた意見はこの資料から言っているのですが、未納者が非常に多いんです。私の調べたところでは、未納者で国民年金がトップで、これは21%です。私の調べたところですよ。どこかというと差し障りがありますから。21%と、国民年金は極めて不人気です。その次は国保で、国保は13%なんです。それから、介護は特別徴収を除きますと21%なんです。

ですから、その3つの部分は負担になるわけですがけれども、こういうものがこんなに高いと、もし新たに今の負担の方を広げたとすると、こういうものがどんどん顕著になって出てきますから不満が大きくなってきて、むしろやらなくなるという可能性が高いんです。もちろん皆さんたちの方でもこういう数字はつかんでおられると思いますけれども、やはりこういう会議のときはそういう資料を出していただいて、こういう状況ですよということを報告をして検討していただくということが大事ではないでしょうか。

私自身は25歳にまで下げろと言った本人ですから、今更25歳を撤回する意思はありません。同時にまた、対象者をゼロ歳にまでしろと言ったことも撤回する意思はありません。ただ、それらが実現できるように厚労省側が十分環境整備をすることが必要だということをお願いしているわけですから、その点だけはひとつ誤解のないように受け止めて対応していただければと思います。現場の意見をよく聞いて、そして案をつくってくださるようお願いしたいと思います。以上です。

(京極座長)

松井委員、どうぞ。

(矢野委員(代理・松井氏))

介護ニーズの有無については世代に関係ないというご指摘はそのとおりだと思いますけれども、小方委員も先ほどご指摘されたように、その程度はやはり年代によって相当違う

のではないかと思います。

私ども日本経団連としては、「被保険者・受給者の範囲拡大は極めて慎重であるべきであり、現行の基準を維持すべきである」と繰り返し主張してまいりました。その点からすると、大森座長代理のご発言では、すでにある程度一定の方向が出ているのではないかというお話のようにも聞こえたのですけれども、必ずしもそうではないと私どもとしては理解しております。

今、山本委員からは、広げるべきだというお考えを持ちつつも、他の保険の実態を見ると非常に難しいというお話もございました。そういう意味では、被保険者の範囲を拡大するかどうかについては、やはり国民に対して公平性とか納得性が十分あるのかどうかを見極めなければなりません。負担と給付の関係を明らかにして理解を得る必要があると思います。

確かに、理念上では、ゼロ歳から介護ニーズはあり得ると思いますけれども、負担する方からすればそれでいいのかどうか。それから今、障害者の施策は基本的に税で行っておりますけれども、本当に保険制度ということになじむのかどうか。仮に、保険制度にしますと、先ほどの同世代間での支え合いというようなことであれば、もしかするとそのような考え方も一方で成り立ち得るのかもしれないという感じがしますけれども、その場合どんな仕組みを考えていくのかということもやはり慎重に議論しなければならないと思います。

現行の介護保険の被保険者・受給者の範囲を仮に変えるとするならば、そもそも今の介護保険の目的が変わるということについての国民的コンセンサスを得るにはどのようなやり方をしていくべきかということも、もう一つ重要なのではないかと考えております。

社会保障制度の全般的な見直しの中で今後議論していくことになっておりますけれども、今、既に決まっている、あるいは決まろうとしていることを思い起こしていただきたいと思います。年金保険料が毎年のように上がっていくことは、厚生年金にしても国民年金にしても決まっております。更に、今般の税制改正で現役層の負担も確実に増えていきます。もちろん高齢者の公的年金等控除の縮減ということもあります。

そして、今、国会に提出されております新たな高齢者医療制度の創設においては、ゼロ歳から74歳までの頭割りで支援金を負担するという考え方が出ております。また、前期高齢者についての納付金というものもあって、いろいろな形での財政調整の仕組みにより、現役層に対して更に相当の負担が増えるということは、既にある程度の方向性が出ています。この前提も踏まえなければならないと思います。そのような点から、負担の余力が本当にあるのかどうかということも考えていただきたい。

いわゆるフリーターあるいはニートの方々も含めて本当にその負担をしてもらえる仕組みをつくっていくということを考えると、どのような仕組みになるのでしょうか。長くなりましたが、以上です。

(京極座長)

貴重な指摘だと思います。データの面では数字で物を言わないと、なかなか理念論だけになってしまっていていけないので。

それでは、堀委員どうぞ。

(堀委員)

財政の問題とか、具体的な制度構築あるいは施策の在り方というのも重要な問題で、これからいろいろ議論していく必要があると思います。その前に、もう少し理念的に見てどういう制度がいいのかということを考える必要があるのではないかと。

その際、参考になるのは1995年に総理府の社会保障制度審議会が総理大臣に対して勧告を行ったのですが、その中で5つの基準というものを言っているわけです。それは、公平性、普遍性、権利性、有効性、総合性といったものです。社会保障審議会の介護保険部会では、普遍性というものは出ているわけですが、それ以外の面については余り議論がなされなかったように思います。

それで、年齢を引き下げるとするのは負担あるいは給付の面の議論だと思います。しかし、これは社会保険か税方式かという議論もからんでくるのではないかと思います。介護保険制度の創設時には社会保険方式か社会扶助方式かという議論がありましたが、その後、余り議論になっていないわけです。年齢を引き下げるとするのは、税方式の障害者施策を社会保険方式に変えるという意味もあります。社会保険方式は普遍的であるし、権利性もあるし、それから税方式よりは財源を確保しやすいとか、そういった面もあるわけです。

具体的なことをこれから議論するに当たっては、そういった5つの原則とか社会保険方式、税方式とかの問題についても議論をしていく必要があるのではないかと思います。

(京極座長)

それでは、老健局長からお願いします。

(磯部老健局長)

先ほど山本委員が、現行の介護保険制度について若干甘いのではないかとというようなニュアンスのことをおっしゃったので、現時点での特殊事情を申し上げておきますと、特に施設につきましてこの4月から三位一体改革法案に関連いたしまして、特定施設のうちの混合型という今まで都道府県知事の指定を要しなかったものが今後、指定を要するというふうに制度が変わります。それから、小規模多機能型の施設というものを今度4月から市町村長さんの指定によって新たに設けるといことがございまして、恐らく両方相まって、今そういう意味での指定申請がたくさん出てきているのではないかと思います。したがって、4月以降そうした状況が整理されれば、一般にはもう少し落ち着いた状況になるのではないかと思います。

昨年の10月の食費・居住費を対象外として御負担いただく等、片や非常に最近の運営は厳しいのではないかと御指摘もあることを御紹介しておきたいと思っております。

(京極委員)

では、一応時間がきましたので貝塚委員を最後にして終わりにしたいと思います。

(貝塚委員)

先ほど山本委員がおっしゃった点は各制度に共通する非常に重要なもので、英語で言う

とコンプライアンスですね。要するに、納税者とか保険者が協力してくれるかどうかという程度の問題というのは本当はかなり深刻な問題で、アメリカの保険料はほとんど年金に関しては九十何%払っていると言われますが、日本ですとやはり先ほどの例がありますし、それからもともとクロヨンの問題もあるし、その部分が網の日から落ちてしまうわけです。

結果的に社会保険制度の網の日から落ちてしまった人をどうするかということは長期的に考えると本当は深刻な問題で、私などはドライに今、生活保護の施策を適用をせざるを得ないという状況になっていると思いますが、本当に社会保険制度の持続可能性を保つためには、当たり前ですが、そこへなるべくたくさんの方が加入してちゃんと払ってくれていることが極めて重要で、そのための方策を総合的に厚生労働省、もちろん租税当局も関係していますけれども、なかなか主税局が簡単にはうんと言わないだろうけれども、それなりに協力してその精度を上げていくというのは非常に重要だということだけ申し上げておきたいと思います。

(京極座長)

どうもありがとうございました。今回は第1回ということでいろいろ参考になる御意見をいただきましたけれども、予定された時間となりましたので本日の討議はこれで終了いたしたいと思います。

あとは、事務局から連絡があればよろしく願いいたします。

(山崎総務課長)

ありがとうございました。次回は障害制度の現状もございますし、今日御質問いただいた点で説明できる資料も用意しましてまた御議論をお願いしたいと思っております。日程の方はまた御連絡申し上げたいと思います。

○京極座長より閉会の宣言